

吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、吉岡町が発注する「吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」を受託する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

世界共通の課題である地球温暖化対策を推進し、本町の2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「吉岡町ゼロカーボンシティ宣言」の達成に向け「吉岡町地球温暖化対策実行計画」を策定する。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の改定を包含する計画とする。

3 業務概要

(1) 業務名

吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

7,910,100円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、共同で企画提案する場合にあっては、参加申請者にあっては次に掲げる全ての要件を、参加申請者以外の構成企業等にあっては次に掲げる要件のうち(5)を除く全ての要件を満たすこととし、双方とも複数の提案に参加することはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

(4) 自己又は自社の役員等が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者ではないこと及び次の要件に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 群馬県内に本社又は支店を有する企業であること。

5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和7年7月11日（金）
参加申込期限	令和7年7月18日（金）午後5時まで〔必着〕
企画提案書の提出	令和7年7月25日（金）午後5時まで〔必着〕
審査（プレゼンテーション審査）	令和7年8月4日（月）〔予定〕
審査結果の通知	令和7年8月上旬～中旬頃

6 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 法人住民税の納税証明書又は法人所在証明書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

吉岡町住民課住民環境室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格（一部）を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第2号）を送付する。

(7) その他

ア 参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

イ 会社法上契約等の権限を有していない者が申請する場合は、委任状を提出すること。

7 削除

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はよりよい提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数の制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4版（一部A3版資料折込使用可）とする。また任意書式にて作成すること。

項目		記載すべき事項
1 実施体制	(1)会社情報	・会社概要を記載すること。
	(2)業務実施体制	・本業務の実施における組織的及び人間的な体制について記載すること。
	(3)業務実績	・地球温暖化対策実行計画に関するコンサルティング業務及び地球温暖化対策に係るソリューション業務について、過去3年間の実績を記載すること。
	(4)業務責任者	・業務責任者について、業務実績その他本業務を実施するうえで十分な技能を有していることを示す事項を記載すること。
	(5)本町との連絡調整体制	・本町との連絡調整に係る体制について記載すること。
	(6)環境配慮	・環境に配慮した経営を推進する取組みについて記載すること。
2 提案内容	(1)現状と課題	・本町の現状と課題について、現時点で把握している内容を記載すること。
	(2)提案の基本方針	国、他市町村、民間企業等の動向等について提案者の見解を示しながら、2(1)の課題等を踏まえ、提案の基本方針、概要及び特徴を記載すること。
	(3)作業スケジュール、作業項目及び役割分担	・業務全体のスケジュールを記載すること。 ・本業務で想定される作業項目を詳細に、工程順に表形式で記載すること。 ・各作業において本町に想定される役割がある場合は、そのことについても記載すること。
	(4)業務の実施手法等	・本業務の実施における手法について具体的に記載すること。
	(5)創造的提案	・本業務をより有効にするための創造的な提案又は仕様の追加若しくは変更事項があれば記載すること。
3 その他	(1)将来の展望・業務完了後の本町との関わり方	・業務完了後における本町の地球温暖化対策の推進に参画する方法等について、提案者の考えを記載すること。

イ 費用見積書（様式第4号）及び積算内訳書（任意様式）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積金額には消費税額及び地方消費税額を加算すること。

ウ 誓約書（様式第5号）

(2) 提出部数

ア 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本10部

イ 費用見積書（様式第4号）及び積算内訳書（任意様式） 正本1部、副本10部

ウ 誓約書（様式第5号） 正本1部

※正本は代表者印を押印すること。

(3) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

吉岡町住民課住民環境室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

(6) 留意事項

ア 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

イ 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

ウ イラスト、図表等の使用は可とする。

エ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を作成すること。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

ア 審査は、プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングにより構成する。

イ 審査は、吉岡町に設置する「吉岡町地球温暖化対策実行計画策定支援業務プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が行い、選考委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。

ウ 審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせには一切応じない。

エ 実施日程（予定）は、令和7年8月4日（月）頃とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。

オ プレゼンテーションは、1者につき50分（プレゼンテーション及びデモンストレーション35分程度、ヒアリング15分程度、準備及び片付けを含む。）以内を予定し、順次個別に行う。

カ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。

キ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、プロジェクターでスクリーンに投

影する方法を採ることを認める。この場合、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に10部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。

ク プロジェクター及びスクリーンは、吉岡町において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。

ケ プレゼンテーションに出席できる人数は最大5名とする。

コ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、吉岡町の指示に従うこと。

サ プレゼンテーションの説明は、必ず業務責任者が行うこと。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の評価基準は次に定めるとおりとする。得点が最も高い者を受託候補者に選定する。

なお、同点の場合は、選定委員長が選定する。

項目		記載すべき事項	採点
1 実施体制	(1)会社情報	・業務遂行に十分な会社規模を有しているか。	5
	(2)業務実施体制	・人員が充実した体制であるか	5
	(3)業務実績	・過去3年以内の地球温暖化対策実行計画に関するコンサルティング業務及び地球温暖化対策に係るソリューション業務の実績があるか	5
	(4)業務責任者	・業務責任者に十分な技術力や業務実績があるか	5
	(5)本町との連絡調整体制	・本町との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対応できるか。	5
	(6)環境配慮	・環境に配慮した経営を推進する取組みを実施しているか	5
2 提案内容	(1)業務内容の習熟度	・地球温暖化対策実行計画策定の目的を理解し、的確にわかりやすく提案がされているか。	10
	(2)本町に対する理解度	・本町のことを理解し、地域の特色に適合した提案がされているか	10
	(3)スケジュール管理	・適切な業務スケジュールが提案されており、進行管理、業務工程が適切であるか	10
	(4)企画提案の妥当性	（区域施策編） ・本町の地域特性や課題を踏まえ、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた具体的な内容となっているか	10
		（事務事業編） ・本町の公共ストック及び事務事業の状況や課題を踏まえ、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた具体的な内容となっているか	10

	(5)実現可能性	・創造的な提案があり、かつ実現可能性のある提案であるか	10
3 意 欲	将来の展望・業務完了後の本町との関わり方	・業務完了後のおける町との関わり方について意欲的であるか。	10
4 費 用	提案見積価格		5
			計 105

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、吉岡町ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は吉岡町と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

11 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却はしない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、書類の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届（様

式第6号)をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。

- (5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、業務責任者にプレゼンテーションの説明を行った者が配置されなかったとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、吉岡町は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 3 問い合わせ先

吉岡町住民課住民環境室(担当:北田)

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

[TEL]0279-26-2245 [FAX]0279-54-8681 [E-mail]jyu-kan@town.yoshioka.gunma.jp